

# 事務所だより

第102号  
発行所  
藤田社会保険  
労務士事務所  
京都市伏見区

## まもなく無期転換ルールがスタートします

### 無期転換 ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算五年を超えたときに、有期契約労働者の申込みによって、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

この通算五年のカウントは、平成二十五（二〇一三）年四月一日以降に開始した有期労働契約が対象となります。平成二十五（二〇一三）年三月三十一日以前は含みません。例えば、契約期間が一年の場合

合は、五回目の更新後の一年間に無期転換の申込権が発生します、（図1参照）。

一回目の更新後の三年間に無期転換の申込権が発生します（図2参照）。

有期契約労働者が無期転換を申し込んだ場合、無期労働契約が成立し、事業主は拒否することができません。

### 無期転換の対象者

無期転換の対象者は、労働契約法の適用が除外されている国家公務員、地方公務員、同居の親族のみを使用する事業所、無期転換ルールについて規定する労働契約法第十八条の適用が除外されている船員を除いて、通算五年を超える有期労働契約で働くすべての方です。

準社員、契約社員、パート、アルバイトなど名称は問いません。

定年後引き続き雇用される嘱託社員なども対象となります。

ですが、「特例の認定」を受けている場合は除かれます。なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換ルールへの対応が求められるます。

### “特例の認定”とは

無期転換ルールの適用は、前述のとおり、通算五年を超える有期労働契約で働くすべての方が対象になります。そのため、定年後引き続き雇用される嘱託社員なども当然に対象となり、無期転換申込権が発生します。

しかし「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）により、次に該当する労働者は無期転換申込権が発生しない特例が設けられています。

- ①、専門的知識等を有する有期雇用労働者（高度専門職）
- ②、定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用高齢者）

この特例の適用は、事業主が本社・支店を管轄する都道府県労働局へ認定申請を行い、認定されていなければなりません。

せん。

### 無期転換申込みは書面で管理

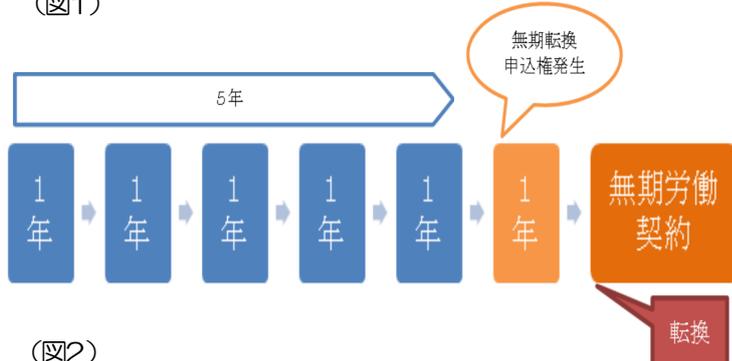
無期転換申込権の発生後に無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します（事業主は断ることができません）。

無期転換の申込みは口頭に行うことも法律上は有効ですが、のちのトラブルを防ぐために、書面で行うことをお勧めします。無期転換の申込みがあったときに配付できるよう、あらかじめ定型書面を準備しておくとういでしょう。

よることも法律上は有効ですが、のちのトラブルを防ぐために、書面で行うことをお勧めします。無期転換の申込みがあったときに配付できるよう、あらかじめ定型書面を準備しておくとういでしょう。



（図1）



（図2）



平成三十年度雇用保険料率

平成三十年度の雇用保険料率
率が決まされ、平成二十九年度の料率と同率となりました。
料率は、一般の事業〇・九％、農林水産・清酒製造の事業一・一％、建設の事業一・二％で、平成三十年四月一日から適用されます。

平成30年度の雇用保険料率（平成30年4月1日から適用）

Table with 4 columns: ①+② 雇用保険料率, ① 労働者負担, ② 事業主負担, and rows for 一般の事業, 農林水産・清酒製造の事業, 建設の事業.



Q 中国に生産工場があり、日本から社員を派遣しています。このたび社会保障協定が合意されたと聞きましたが、具体的にはどのようになるのですか。

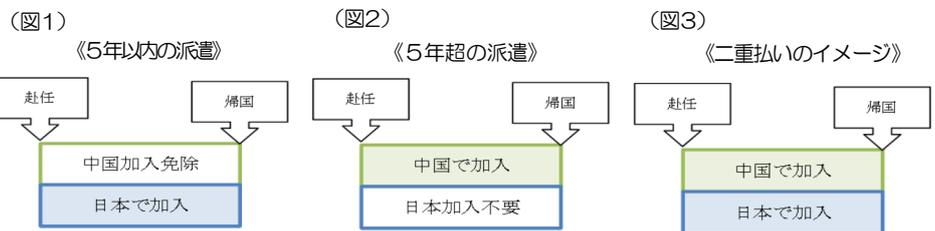
日中社会保障協定の実質合意

A 今年1月28日の日中外相会談で、8回にわたる日中社会保障協定第8回政府間交渉と所要の調整を経て、実質合意に至ったことを歓迎するとの報道がありました。

協定案文の確定等の必要な作業及び調整が行われ、年内に署名する見通しとのことです。この協定の締結により、勤務期間が5年未満の場合は派遣元国のみ加入（図1）し、5年超の場合は派遣先国のみ加入（図2）することになります。

その結果、それぞれの国の企業等から相手国に一時的に派遣される駐在員等の年金保険料の二重払い（図3）が解消されます。

ただし、老齢年金の受給資格期間が日本は10年、中国は15年のため、勤務期間5年超の駐在員が受給資格期間より短い期間の滞在で帰国する場合には協定発効後も掛捨てとなるため、駐在員が希望すれば二重払いも可能とされるとのことです。



十三日
二月の労務手続
提出先・納付先
雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
公共職業安定所

労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
労働基準監督署
郵便局または銀行
十六日から三月十五日まで

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

寒さ厳しい日が続いています。日本気象協会の発表によりますと「一月は歴史的な寒波が襲来し、記録に残る大雪や寒さに見舞われた」とのことです。
まもなく立春です。どうぞ体調管理を万全に... (ぎん)

所得税の確定申告受付
税務署
二十八日
じん肺健康管理実施状況報告の提出
労働基準監督署
健保・厚年保険料の納付
郵便局または銀行
日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
年金事務所
労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
公共職業安定所